

古資料よりみた

明治二十年頃の池田村(二)

高 藤 達 喜

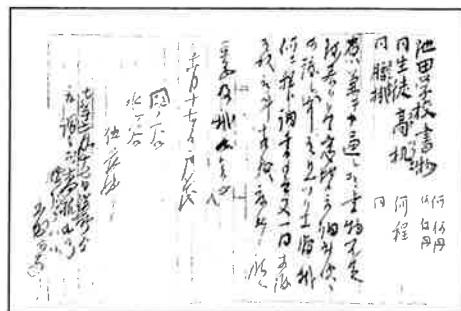
(会員 佐伯市池船町)

II 池田学校と教育事情 II

前章でもふれて置きましたが、明治十三年四月に発布された「教育令」の第九条に基づいて、翌十四年に小学校の設定区域ならびに校数が定められた。設置区域は四三区とし、本校四三校、分校二四校が設けられた(佐伯市区域内で言えば第三十区の池田村に池田学校が置かれた)。学校が出来ても設備は貧弱で、教科書も定められたものではなく、各村で調達したものを使っていたようである。

同生徒高机 同腰掛 同渡 渡候様取計相成度、此段至急及掛合候也

六月十七日 戸長 岡ノ谷 水ヶ谷 伍長中 廿年六月十七日 役所ら 取調之内 高机 九脚



池田学校の書物・机等の調査依頼状

腰掛 八脚

書出候事

【註】池田学校は水ヶ谷地区に在った。

当時、学校では、教本として「寺子教訓書」、「初登山手習教訓書」、「俗文写」、「消息往来」、「庭訓往来」などが使用されていた。これらの教本は江戸時代末期まで寺子屋で使われていたものであるが、これらは教科書が

整備され、体系化されるまで当面採用された(教育勅語が渙発されたのは、三年後の明治二十二年十月三十日である)。それにしても、室町後期より勃興した童児に対する教育は、先ず「書き」であり、次に「読み」であった。つまり教本に沿った手習いを先ず行い、それから文字の読みや、内容を理解する所謂読み方に入る訳である。江戸元禄期になつて商人層の台頭を見るに及んで、ようやく算学についての求めに応じて算盤(算術)がそれに加えられた。

ここで、該学校に於ける教本の内容についてみる事とする。

【註】
一、寺子教訓書
抑そもそも書筆之道者、人間達スル二万用ニ之根本也。無筆之輩やからは者、得ニ亡目の名、其身計ス之非ニ恥辱ニ、令スル腐くら師匠ハレ・父母之名ニ也。年闊ねんらん老來ろうらい、後悔こうばい千万也。幼稚之時、不レ隨シテ師命ハレ、不レ恐スル親仰ノヲ、未練ニシテ第一ハ而逃スル寺下ヲ、不レ學シテ一字ヲ一文ヲ而譽スル者、竜宝山ニシテ共如ルガ不レ得キ金玉ヲ、無芸能故、每座赤面至極也。(以下略)

【註】
これは童児が寺子屋で学ぶ際の、心得や論議を書いたもので、教訓書の最後には、「有心之小人者可キレ嗜ム諸道芸能ヲ者也。依テ教訓書如ク件」とあ



寺子教訓書

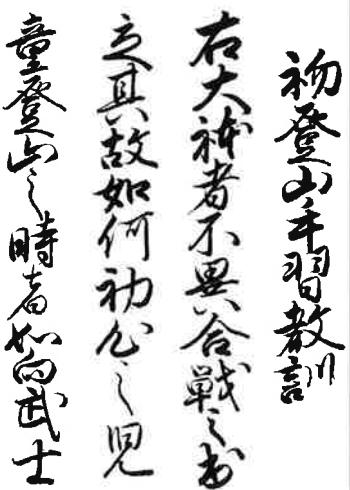
る。これらの教訓は後述する消息往来や庭訓往来から多くを引いている。

二、初登山手習教訓書

右、大体者、不異「合戦之出立」。其故、如何初心之児童登山之時者、如「向武士之戰場」、師匠者如「大將軍」也。硯・墨紙等者、如「武具類」也。卓・机者如「城塹」、筆者打者如「太刀・長刀」、戦与手習完以同事也。

(以下略)

【註】これも初めて寺子屋に上がる時の、心得を述べたもので、友達との喧嘩口論や悪い遊戯を慎む事と



初登山手習教訓書

か、早天に起床して、手水・結髪し、手習所に岡かける時や帰宅の時は父母に告知する事とかを説いている。

三、俗文写

高麗新渡之茶碗、不懸御目候。然者、来月三日、近隣之衆中申請候間、於御手透者、昼間より御出奉侍候。已上。
御所持之風爐釜、從丹阿弥方、芦屋相極之由申來候。瀬戸之水指求申候間、懸御目候。



俗文写

恰好御氣入候者、御留置可被成候。

【註】俗文とは通俗体のわかりやすい文章のこととで、江戸時代の一般の者が好んで使つた文体であるが、

矢野龍溪によれば、「日本の俗文も亦、漢文の句調に近似し」と云つてゐる。(経国美談)

四、消息往来

凡、消息者通、音信贈答安否、近所遠國長途不
限、何事、人間万端達之也。先、書状案
文手紙取扱之文字、一筆啓上仕、致二啓達、
令啓之類又者以手紙申入、尊書・尊翰・貴

消息往来



簡・貴札・御狀・芳墨・御紙面・紙上・剪紙拝見披
閱致仕令候間、拵又時候正月者青陽(以下略)

【註】

この消息往来はいわゆる「往来物」の一種で、著者は未詳。内容から室町時代初期の作と言われてゐる。右筆寿哲が文明十八年(一四八六)に書写したのが現在唯一の伝本と言われ、加茂参籠の後に招きたいと申し送る状。四天王寺の塔供養に同道するよう誘う状。上洛用の馬を贈る状。与州より入洛した事を報じ、訴訟解決を促す状。領家の地頭下着の際、裁許あるべき由を知らせる状。など五条・九通より構成される武家用の消息手本である。そもそも消息とは、他人の安否を問い合わせ、自分の用件を伝えて心の不安を消し息(や)むのを消息と言う。往来物とは日常生活に必要な知識を往復の手紙文の形で記した書物であるが、この消息往来の、版ものにされた数は夥しい。特に寛政五年(一七九三)に高井蘭山が編集刊行した「凡消息者音信を通、近所遠國不限何事人間万用達之元也。」で始まる「消息往来」、つまり、ここに例示

しているものは、版を重ねて流布したのみならず、多くの類書を輩出して、往来物そのものの発展と普及に大きな役割を果したものである。とまれ、池田学校で使用された消息往来には、返り点・送りがな・振りがな等が付してあるので、習字手本としてだけでなく、主にその読みを学習させようとしたと思われる。

五、庭訓往来（五月状(往)後半部）
以二人夫ニ可レ送之賜之候。此外、打銚子・金色提子・青漆鉢・茶碗具・高杯・懸盤・引入合子・盃・油・蠟燭・鉄輪以下進之注文。悉以借預者、可レ進使者也。家人人・若党并家来之仁等、皆以無骨田舍人也。配膳・勸盃・料理・包子、或盛物以下、故実職者、一両輩可レ令ニ雇給也。万事奉成父母思候。敢以不可レ被ニ棄捐。併期ニ参拝。不具謹言。

五月九日 左京進平
進上 藏人将監殿 御館

【註】この庭訓往来は、教科書としての編集体裁がとどめている点、採録してある教材が充実している点、普及の期間が長く、写本の種類が多いという諸点から、往来物の中では抜群のものと思われる。では、この作者や時期はいつかと言う事になるが、作者は学僧玄惠（一二六九—一三五〇）で鎌倉末期から南北朝期にかけて、仏教・儒教・和学などはば広く深い教養を修めた当代の碩学と言われた人である。とされているが、確証を欠き、内容より中層武家の著との説もある。が「庭訓」研究者の石川松太郎氏は否定されている。

又、この成作時期についても、諸説があるが一応、南北朝後期から室町初期にかけての頃と推測する（日本教科書大系・往来

以二人夫ニ可レ送之賜之候。此外、打銚子・金色提子・青漆鉢・茶碗具・高杯・懸盤・引入合子・盃・油・蠟燭・鉄輪以下進之注文。悉以借預者、可レ進使者也。家人人・若党并家来之仁等、皆以無骨田舍人也。配膳・勸盃・料理・包子、或盛物以下、故実職者、一両輩可レ令ニ雇給也。万事奉成父母思候。敢以不可レ被ニ棄捐。併期ニ参拝。不具謹言。

五月九日 左京進平
進上 藏人将監殿 御館

以二人夫ニ可レ送之賜之候。此外、打銚子・金色提子・青漆鉢・茶碗具・高杯・懸盤・引入合子・盃・油・蠟燭・鉄輪以下進之注文。悉以借預者、可レ進使者也。家人人・若党并家来之仁等、皆以無骨田舍人也。配膳・勸盃・料理・包子、或盛物以下、故実職者、一両輩可レ令ニ雇給也。万事奉成父母思候。敢以不可レ被ニ棄捐。併期ニ参拝。不具謹言。

五月九日 左京進平
進上 藏人将監殿 御館

庭訓往来五月状(往) 後半部

編)。内容については、一年十二ヵ月分に手紙文を配して、一ヵ月往・返二通ずつ計二十四通と「八月十三日状」(将軍家若宮参詣の行列の状況)一通との計二十五通から構成されている。各手紙の主題は、新年の会(正月)、詩歌の宴(二月)、地方大名の館造(三月)、領国の繁榮(四月)、大名高家の饗應(五月)、盜賊討伐への出陣(六月)、遊伎の競技会(七月)、司法制度・訴訟手続・將軍の威容(八月)、寺院における大法会(九月)、大斎の行事(十月)、病気の治療(十一月)、地方行事の制度(十二月)である。この「庭訓」は江戸時代より明治初期にかけ、庶民の家庭教育ないし寺子屋用の教科書として盛んに学ばれた。該池田学校では、これを読本(本文を成している文字について、その読みを主に学習させる事を目的とする)ではなく、手本として、つまり習字のみを目的として利用したと考えられる。その根拠には次の六つの特徴がみられるからである。

- (1) 大きい型(美濃判・超大判)に製本してある。
(2) 一頁を、四・五行程度にしてある。

行書体で、中に御・候・謹言などを草書体にして混入してある。

(3) 一行を九十五字詰におさえてある。

(4) 句読点・送り点・送りがな・振りがな等はない(消息往来には頁数をつけている)。

(5) 口絵や頭書とうしょなどをおいてないし、頁数もつけない(消息往来には頁数をつけている)。

(6) 句読点・送り点・送りがな・振りがな等はない(ここに記載の五月状(往)には、句読点や送りがな・振りがなはあるが、これは筆者が勝手に付けたもので、手許の資料にはない。白文である)。

該校で学習する児童の年令は七・八才から十三・十四才位と思われる所以、庭訓の本文そのものを手習わせることで、読むことへつなげようとしたのではないだろうか。

ここで、前掲の庭訓往来五月状(往)の大意を記すとこの書状は、日頃の無沙汰を詫び、家財家具名とその借用についての申し入れである。

「お借しいただけるのでしたら人夫に持たせて下さいませ。長い柄のついた銚子や金色の小鍋形の酒具などすべてお借し下さいますなら、使者を指し向

けましょ。家来達は皆礼儀作法をわきまえない粗野な者です。配膳から客の接待や料理道を心得ていますので、どうか、お見捨てにならない様にお願い申し上げます。」

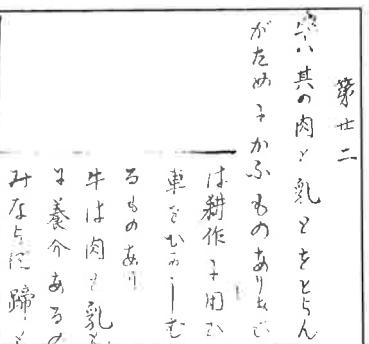
以上、五つの教本のほか下級者用に次の様な平がなまじりの読本があつた。

「牛ハ其の肉と乳とをとらんがために、かふものあり、

あるひは耕作に用ひ、車をひかしむるものあり。

牛ハ肉と乳とに養分あるのみならず、蹄と骨とにい

第廿二



池田学校初級読方教本

たるまで、みなそれ／＼の用ありて、すつるところまことにすくなし。」

「石炭ハ烏石又燃石ともいふ。其の色黒くして、漆の如く質脆くして碎けやすし。」

汽車・汽船其の他蒸氣機関車のたきものにハ、みな石炭を用ふるなり。」

「すべて人は、読むことと書くことを学ぶべし。」

又物の計へかたを知らざるべからず。」

などである。さて、この様に一応「読み」と「書き」について述べてきましたが、『物の計へかたを知らざるべからず』と言う通り次に大切なのが算盤である。当時の計算技術はどの程度のものであつたか、手許の古資料から順次紹介することにする。

その前に当時の算術は、どの様な段階を踏んで教授されていたのであろうか。明治二十年一月十一日に、すでに四版もの発行をみた愛知県士族尾閨正求著の「数学三千題」(明治十二年一月に文部省検定済)によれば、初級編は加減乗除、最大等数・最小倍数、分数化法・分数加

減乗除、小數化法・小數加減乗除、循環小數化法・循環小數加減乗除、度量表。中級編となると、単比例、合率比例、連比例、按分比例、單利法、重利法、和較比例。上級編では、累乗法、開平方、開立方、数学級数、幾何級数、求積問題となる。

それでは、該学校での算術はどの様なものだったかを教本から数例挙げてみることとする。

問。今三貫百六十八文ヲ以米ヲ買置、十式文高クウリ、壹斗三升式合益ト言フ。買置値段何程ト問
答曰。四十八文

曰。元錢を置、高ヲ以割_{式百六十}益米ヲ以割二十之二定法_{五厘}加エ二十〇式分五厘是ヲ開平法四ツ五分内定法五分ヲ減余ニ高起十二文をかけ四十八文と成也。

問。今大斜三十間、中斜廿一間半、小斜十五間、中釣、左股何程ト問。

答曰。*****

「四百六拾武坪式合五」 「式百八十工」 「九百坪」

術曰。中斜幕ノ内ヨリ減小斜幕余ヲ加大斜幕ニ置、大斜ヲ倍ニシテ実ヲ割、左股ヲ得ル

【註】幕とはこの場合平方のこと。

◎左股の値は十八間九尺五寸。中釣は拾間壹尺六寸。

相応開平法

問。古坪百三十式歩有、上八間、下十四間、豎十式間ニテ是ニ相応シテ五百廿八坪取、上・下・豎何程ト言。

答曰。上十六間
下廿八間

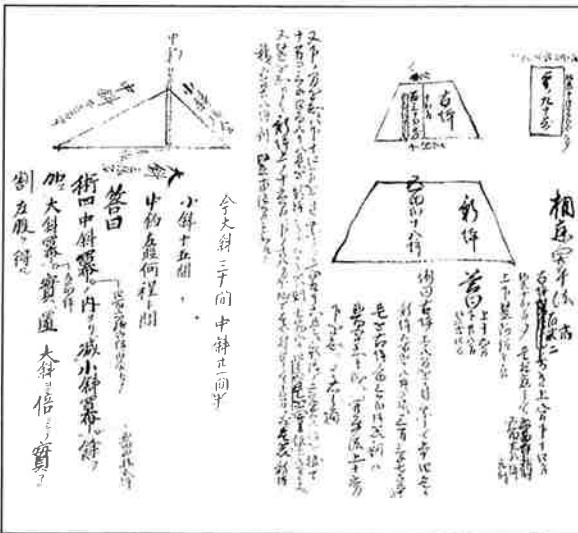
豎廿四間

術曰。古坪ノ上ノ八間ヲ自乗シテ六十四、是ニ新坪五百式十八坪ヲ掛、三万三千七百九十式 是ヲ旧坪ノ百三十式坪ヲ以割ハ、式百五十六ト成、開平法、上十六間、下ヲ知ルニモ右之通。

答早矢

今ニ而ナハシテ未だ其事無く
うり至半ニ至然並云實至其時無
事無事人へ

又、下ノ間ヲ知ニハ下十四間ヲ自乗シテ百九十六、
是ニ新坪ノ五百式十八坪ヲ割テ十万三千四百八
八、是ヲ古坪之百三十式ヲ以割ハ七百八十四ト成、
是ヲ開平法廿八間ト成。又豎ヲ知ルニハ新坪上ノ十
六間、下ノ廿八間ヲ加テ是ヲ折半シテ廿二間ト成、是
ヲ以新坪ノ積五百廿八坪割ハ、豎廿四間ト出候也。



池田学校算術教本

【註】開平方とは平方に開くこと。
(つまり平方根)

前掲の三題は、共に上級程度で、初級程度なら加法の
場合、

問。金三万五千四十三円五十六銭、三百八十七円九十
七銭、九千八百廿円三十一銭あり総計幾何。

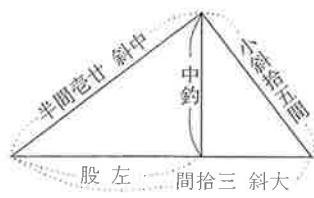
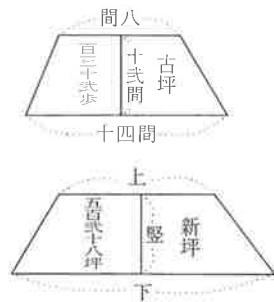
乗法では、

問。物数三千四百八十五個に六個を乗ずれハ幾何。

中級程度となると、例えば、

問。車夫あり、或る駅より東に走ると廿一里三十町四

十五間及び十八里廿五町三十間なり。然るに夫よ
り方向を転じ、西に走ること廿里三十五町廿七間



なり、尚幾里程にて元の駅に復すへきや。

更にもう一問、

問。旅人あり、日出より日中までに八里を歩行し、其

一里を歩す毎に四十一分三十二秒を費せしと云。

日出の時幾何。

以上、「読み」「書き」「そろばん」について、当時の教本から見て来た訳であるが、池田学校の教育水準はなかなかのものであった事がわかる。

|| 池田村史乘断片 ||

ここで暫時、学校をはなれて、目を該村の日常生活に転じてみたい。村内の農家は大抵、牛を飼っていた訳であるが、この牛に疫病が発生したのである。因に大分県は、この年に虎列拉が大阪府下及び兵庫県下に流行、病勢猛烈に付き、予防に注意するよう県令名の諭達を發した。人・畜両方面よりの疫病の襲来は、村民にとって大変深刻な事象であった。その中で、目下の厄災が「類似牛疫」である。

類似牛疫報告

当村石川和市之所畜牛壹頭(四十)本月十六日以来

類似症ニ罹り食物進マス糠ト水トヲ用ヒシモ惡疫漫延モ難

計旨其筋へ報告目下充分之予防施行致置候

得共 今日之景況ヲ推考スルヤ此上伝染難計

村内牛馬所畜之向ヘハ食物其他之具物ニマデ可成所規之物品ヲ用ヒテ 躍進流行ノ地ヘハ一時交通ヲ避ケ 各戸相當之予防法実施可有之候 追テ自然該症ニ罹り報告ヲ等閑視シテ流行症之原因トナル 実際不都合之次第

類似牛疫報告書

付諸事注意ヲ加ヘ右等之始末無之候様予メ及詢達候也

十九年七月廿一日

長谷村聯合役場

長谷村池田役所

各村伍長中

【註】牛疫とは、多くは牛の熱性流行病。病原体はウイ

ルスで伝染力が強く急性で激しい。発病すると呼
吸器・消化器などがおかされ、五・六日で死亡す
ることが多いとされている。

更に、この年は強大な台風に襲われ、特に畑の損害は
甚大で、荒地となつた畑地については、免租手続きの
為、損害状況調査を行なつた。

其後届出たる現況は暴風雨によ
り畠地、或は園の一部を免租せられ
一事のみで、その若手至多又少
数区段を免れ、一部を除く地主様
は殆ど畠地の大部分が被災してゐる

台風による被害調査依頼状

（暴風雨による被害状況取調依頼書）

兼テ御届出相成候過日暴風雨ノ際 畑方荒地成之箇所
一応免租之願ヲ申シ 一筆限り取調ヲ要スル次第ニ付
至急其筋へ進退致置候ニ付 其向限り一筆宛ツゝ地所帳

ニ寄り荒地取調可致候様

此段相達候也

十九年九月廿日 池田村役所

長谷村役所

伍長 内田金太郎殿

この様な日々の暮しに密着した、謂わば生活臭紛紛た
る役所からのお達しの中にも、文化的薰りのするものも
あつた。

（宮崎安貞追善寄附金ノ依頼状）

福岡県故ノ宮崎安貞ハ有名ナル農學師ニテ農業全書ヲ著
述セシ人ナリ 然ルニ行年七十五才死去 依テ該県有志
者発起ヲ以テ 多少捐金ヲ名苑ニ申受 建碑ヲ設立シテ
同人ノ英譽ト徳沢トヲ紀念スヘシ 斯レ獎勵ス

十九年六月九日 池田村 戸長

内田与一殿

其他有志者御中

福岡県故ノ宮崎安貞氏ノ追善寄附金ノ義ハ 至急御差
出方有之度 此段相違候也

十九年六月十八日

長谷村役所

長谷村役所

内田伍長どの

【註】宮崎安貞（一六二三—一九七）（元和九年—元禄十年）

近世前期の代表的農学者で、安芸国（広島県）広島

藩士宮崎儀右衛門の次男として生まれた。二十五
才の時、筑前国福岡藩主黒田忠之に仕え、禄二百
石を受けたが、のち暇を乞うて筑前国志摩郡女原
村に退き、農業生活に入った。その間、中国の農

書本草書の類を参考にし、又、山陽道から畿内・
伊勢・志摩の諸国を巡って老農の説を聞き、その
見聞と農耕の体験とによつて一六九六（元禄九年）

彼の唯一の書「農業全書」を著し、翌年七月その
公刊の月に病没、女原村池内小松原に葬られた。

「農業全書」は江戸時代前期の代表的農書である。
本論の十巻は農業総論・五穀之書・菜之類二巻・

山野菜之類・三草之類・四木之類・菓木之類・諸
木之類・生類養法に分かれ、他に本書の校訂者で
ある原益軒が、勧農に関する為政者の心構えを
説いた付録一巻がある。主軸をなすものは、著者
数十年の郷村生活によつて得た経験と諸国巡歴に
よる見聞である。従つてそれが百姓の為の技術書
として広く世間に流布し長く農書の規範となつた。

福岡城下宮崎安貞より有若元典家郎
チ農業全書より余がへり此へ行手
廿五才より伊豫彦縣有若元典家郎
支那資金ヲ各處ニ申受建神ヲ及立
日本英興ト交渉ト紀念スシ所
内田安貞
池田安貞
内田安貞
池田安貞

内田安貞

池田安貞

書本草書の類を参考にし、又、山陽道から畿内・
伊勢・志摩の諸国を巡って老農の説を聞き、その
見聞と農耕の体験とによつて一六九六（元禄九年）
彼の唯一の書「農業全書」を著し、翌年七月その
公刊の月に病没、女原村池内小松原に葬られた。
「農業全書」は江戸時代前期の代表的農書である。
本論の十巻は農業総論・五穀之書・菜之類二巻・
山野菜之類・三草之類・四木之類・菓木之類・諸
木之類・生類養法に分かれ、他に本書の校訂者で
ある原益軒が、勧農に関する為政者の心構えを
説いた付録一巻がある。主軸をなすものは、著者
数十年の郷村生活によつて得た経験と諸国巡歴に
よる見聞である。従つてそれが百姓の為の技術書
として広く世間に流布し長く農書の規範となつた。

池田村が組合勤勉貯蓄規約を制定した理念の一つ
に、「公利モ興スペク、公益モ與ルベシ」と挙げた通
り、故の農業研究の先駆者の徳沢に応える素地は
十分にあつたればこそ、戸長山名詔記の誘勧に応
する者が渺くなかつた訳である。

「昔、かべのなかよりもとめ出でたりけんふみの名は……」の一文を想起させる様な事象が、最近起つたのである。それは、拙宅の向かいにお住まいの茶道裏千家の先生 内田善久氏のご実家(下久部区岡ノ谷の旧家)の襖の中から、主に明治十九・二十年頃の古資料の類が多数発見されたのである。

今回、内田氏より該資料をご提供いただきましたので、先ずバラバラになつていた資料を、各種公達文書類・村内各種調査資料・村役所等への諸届書類・池田学校関係教本類などに分類し、各資料の連係を図つて、当時の池田村の景況を浮き彫りにしようと思掛けた。この資料の中で特に珍しかつたのは、殆ど欠損のない形で残つていた庭訓往来と消息往来で前者は手習教本として、後者は読み方教本として使用されていたものである。その他、建久四年五月晦日付けの梶原平三頼時が曾我太郎にあてた、当月廿八日の夜の曾我兄弟の敵討ちの顛末を認めた所謂「曾我状」を手習い用に書写したもの(天保九戌年三月吉日、久部村岡ノ谷 長太郎の署名がある)などである。

川名のルーツ

それにしても、実際に百六十年余年も前からの貴重な資料が大量に、かつ損傷も少なく保存されていた事は驚異であり、郷土史を聊かでも研究する者にとっては、誠に有難く掛替えのないものに思われる。擲筆するにあたつて、こゝに改めて内田善久氏に対し心より感謝申し上げる次第であります。

【参考資料】(1) 日本国歴史大辞典 (2) 日本近代紙幣総覧

- (3) 国史大辞典 (4) 佐伯市史
- (5) 庭訓往来 その他

◆堅田川 番匠川と合流してすぐ海に注ぐ川で、河口近くは低湿地をもつ。堅田と呼ばれる地区はここにあり、泥谷(ひじや)集落もあるので、カタは潟と思われる。

◆波越川 堅田川との合流点近くに波越集落がある。砂地をあらわすナゴに起因するか。もしくはナンは鳴、ゴは川。背後に波越峠があるので、峠越しとの関連か。

◆山口川 川沿いの道が山間部に入るところに山口集落。その通りに山の入り口とつてよいだろう。あるいは山役人の居住地に關係するか。(『日本全河川ルーツ大辞典』)